

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、国民年金に未加入であるとの回答を受けた。

国民年金制度発足時に、納税貯蓄組合の世話人が開いた国民年金制度の説明会に参加し、国民年金に加入した。当時の保険料は、毎月 100 円であり、同世話人の自宅へ持参していたが、毎月持っていくのは面倒なので、1 年分ずつまとめて納付するようにしていた。

夫の勤務先の A 市 B 庁舎が移転した昭和 41 年か 42 年ころに夫の上司から「公務員の妻は国民年金を遠慮するように。」という旨の指導があり、無理矢理脱退させられたことを鮮明に覚えており、そのころは 1 年分ずつ保険料を納付していたので、42 年 3 月分までは納付しているはずであり、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 11 月に払い出されているが、国民年金制度発足前の 36 年 1 月ころに、別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、制度発足当初に国民年金に加入した経緯や保険料の納付方法について具体的に記憶しており、申立期間当時、申立人が主張する集金組織や集金担当者が、申立人の居住する地区の集金をしていたことを裏付ける関係者の供述が得られた。

また、申立人が、納付したとする金額についても申立期間当時の国民年金保険料額と合致しており、夫の勤務先の庁舎の移転時期は、昭和 41 年 11 月であることが確認できるなど、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 47 年 11 月以降は国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者期間と第 1 号被保険者期間の切替手続も適切に行い、付加保険料も納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの期間及び同年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで  
② 昭和39年7月から40年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間のうち、結婚する前の時期については、実家で家族と同居しており、父親が私と兄の国民年金保険料を納付していた。

結婚してからは、私が自分と夫の国民年金保険料を納付した。地元未亡人会の当番の人が毎月集金に来られていたので、当番の人に保険料を預けていた。手元に残っている家計簿の記載から見て、1か月に一人当たり150円を渡していたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月の国民年金制度開始時から60歳到達時までの国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人は、同居親族全員の国民年金の加入手続や納付手続を行っていたとされる父親及び昭和36年1月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている兄夫婦と同居しており、兄夫婦は申立期間①を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人から提出された昭和40年2月から同年9月までの期間に係る家計簿が、その記載内容から見て申立期間②当時に作成されたものと考えられるところ、当該家計簿の同年2月の部分には国

民年金保険料の記載は無いものの、翌3月に「国民年金 600 円（夫婦の2か月分）」、同年4月から同年9月までは毎月「国民年金 300 円（夫婦の1か月分）」と記載された金額は、申立期間当時の保険料額と合致している上、地元未亡人会の集金担当者に国民年金保険料を預けたとする主張は、申立期間②当時の国民年金保険料の取扱と合致しており、不自然な点は見られない。

加えて、申立人の夫は、昭和39年12月に国民年金に加入してから60歳に到達するまで、申立期間②の一部に該当する期間を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、申立人のみが申立期間②について国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

このほか、社会保険事務所が保管している特殊台帳を見ると、昭和38年度納付月数の欄には9か月、39年度納付月数の欄には12か月の記載があり、その記載が消去された上、それぞれ1か月及び3か月と訂正されているが、訂正した理由に関する記載は見当たらない上、納付記録を訂正しなければならぬ特段の事情はうかがえないことから、申立人の記録管理に不適切な取扱が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時は、養殖業を営んでおり、赤潮等による被害を受けた時に近所の人と役場に国民年金保険料の納付について相談に行ったが、その際、保険料の免除については、毎年手続が必要であると聞いた。

もしかすると 1 回は免除申請をしたかもしれないが、申立期間について、免除の手続をした記憶は無く、国民年金保険料は、毎月、漁協の婦人会が集金していたはずであるので、申立期間が申請免除となっていることが納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、免除の手続をした記憶は無く、国民年金保険料についても、集金により納付していたと主張しているが、国民年金保険料の免除については、国民年金被保険者からの申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず保険料の免除が承認されるとは考え難い上、申立人の妻も申立期間は「申請免除」の記録となっている。

また、A 県農林水産部水産課が発行している「A の漁業史」によれば、申立人が養殖業を営んでいた海域において、昭和 57 年 10 月、58 年 11 月、61 年 8 月及び 62 年 8 月に赤潮による漁業被害があったことが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時は、漁業共済組合に加入しており、被害があっても共済の補償により、生活に困るようなことは無く、国民年金保険料についても、納付可能であった。」と主張しているが、申立期間当時、漁業共済による補償があったことから、申立人の生活状況に何らかの変化があったことがうかがわれる上、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその妻の記録については、昭和 59 年度については、昭和 59 年 7 月 31 日までに免除申請を行ったことが確認でき、社会保険事務所が保管する申立人及びその妻の国民年金保険被保険者台帳の昭和 58 年度の欄には、著しく納付が困難であることか

ら国民年金保険料が免除となったことを示す「申免 90V」の押印があることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人とその妻は、申立期間前の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納であり、62年10月から63年3月までの保険料については、免除申請を行っていることが確認できる上、申立人は平成4年10月には、履行はしていないものの、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの保険料を追納する旨の申出を行っていることから、当該時点において、申立期間が申請免除期間であることを認識していたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時、申立人が国民年金保険料の納付に関し、一緒に役場に相談に行ったと主張している知人について、社会保険庁の記録を見ると、申立期間当初の昭和58年4月は「申請免除」となっており、その時点で申立人とともに、免除申請の手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

ねんきん特別便の通知があり、申立期間について国民年金保険料が未納となっていることがわかった。私は、税金や保険料について滞納したことは無く、申立期間の保険料も納付していたはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、その夫が申立人を含め二人分の国民年金保険料をA県B郡C町で納付したと主張しているが、当該期間は、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため国民年金の被保険者になることができず、申立人は任意加入対象者であったことが認められる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、D市に転入した昭和37年4月以降については、申立人がその夫の分を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その納付金額等に係る記憶は明確でなく、申立人の所持している国民年金手帳の記号番号が払い出された41年10月時点では、申立期間のうち、36年4月から39年6月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、このことは社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳において「届出前消滅」の表示があることから確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。